

○五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付要綱

令和5年8月31日
五城目町教育委員会訓令第3号

(趣旨)

第1条 町立の中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい運動部活動、文化部活動及びスポーツクラブ等の活動(以下「部活動等」という。)の環境の構築並びに中学校の教職員における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動等の地域移行を推進するため、休日に活動を行う生徒に対し、予算の範囲内において五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、[町費補助規則\(昭和31年五城目町規則第16号。\)](#)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象となる者は次のとおりとする。

- (1) 中学校の部活動に属して休日に活動を行う町内に住所を有する中学生
- (2) スポーツクラブ等に属して休日に活動を行う町内に住所を有する中学生
- (3) その他、教育長が認める者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、学校外の団体及び個人活動の補償保険(スポーツ安全保険)の加入費とし、申請年度における活動期間を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、[前条](#)の規定による対象経費のうち1人800円を上限とする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする部活動等の団体の代表者は、五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付申請書([様式第1号](#))に、当該団体に属する中学生の名簿、[第3条](#)に規定する補償保険の加入証の写し及び当該団体が会計管理する通帳の写しを添えて、町長へ提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、[前条](#)の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付決定通知書([様式第2号](#))により申請者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けたものが[次の各号](#)のいずれかに該当したときは、補助金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 当該団体の活動が社会通念上不適切であったと町長が判断したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

五城目町長 様

申請者

代表者住所

氏名

電話 (- -)

五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付申請書

このことについて、
記のとおり申請します。

年度の休日等における部活動等の活動費として、下

記

- 1 部活動等団体名
- 2 交付対象者数
- 3 交付申請額
- 4 添付書類

_____ 円

- (1) 交付対象者名簿
- (2) 補償保険(スポーツ安全保険)加入証の写し
(保険加入者が確認できる書類)
- (3) 貴部活動等団体が会計管理する通帳の写し

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

部活動等団体名

代表者氏名

五城目町長

㊟

五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金について、次の条件を付して交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 _____ 円
- 2 交付条件 (1) この補助金は、五城目町地域スポーツクラブ等活動費補助金交付要綱に基づき交付するものであり、目的外の使用は一切しないこと。
(2) 町の監査を求められたときは、関係書類を掲示すること。